

佐世保市緑化推進協議会規約

（目的）

第1条 佐世保市緑化推進協議会（以下「協議会」という。）は、市内の緑化を推進し健康で緑豊かな生活環境の創出に寄与することを目的とする。

（事業）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 緑化運動及び緑化事業の推進に関すること。
- (2) 緑の羽根その他による募金運動に関すること。
- (3) その他、目的達成のために必要な事業に関すること。

（委員）

第3条 協議会の委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 佐世保市農林水産部長
- (2) 長崎県県北振興局林業課長
- (3) 佐世保市都市整備部公園緑地課長及び市民生活部コミュニティ・協働推進課長
- (4) 佐世保市教育委員会の総務課長
- (5) 佐世保市農林水産部長が選出する団体の代表者等を若干名
- (6) 佐世保市農林水産部農林整備課長

2 委員は非常勤とする。

3 委員の報酬は無報酬とし、協議会の会議出席のために必要な交通費については支給するものとする。

（組織）

第4条 協議会に、会長1名、副会長1名、監事2名の役員を置く。

2 会長は、佐世保市農林水産部長が務めるものとする。

3 役員の任期は、その職にある期間とする。

ただし、前条第5号による委員が役員の場合は3年又はその職にある期間をもって任期とし、再任は妨げないものとする。

4 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

5 副会長は、協議会委員の同意を得て委員の中から会長が委嘱する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長が事故等で会務に支障が生じたときその職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長を務める。

2 協議会の会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

3 議案の議決は、出席者の過半数をもって決定する。

4 協議会の会議は、総会及び臨時総会とする。

5 総会は、年1回開催する。

6 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の制定及び改廃に関すること。

ただし、軽微な変更については、書面をもって議決することができる。

(2) 事業報告及び決算の承認に関すること。

(3) 事業計画及び予算の決定に関すること。

(4) その他重要な事項

7 臨時総会は、早急に対応すべき事項を審議するため、必要な都度開催する。

8 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し、会議に出席させ説明又は助言を求めることができる。

9 第1項から第7項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって議決することができる。この場合において、議決権を行使する者は出席者とみなす。

(1) 感染症や大規模災害等が発生し、会議を行うことが不相当と判断されるとき。

(2) その他、会長がやむを得ないと判断したとき。

(監査)

第6条 監事は、協議会委員の同意を得て会長が委嘱する。

2 監事は、協議会の業務執行を監査し、総会で監査結果の報告を行う。

3 監事が、異動等した場合は、後任の代表者または職員を監事とすることができる。

(経費)

第7条 協議会の経費は、負担金、補助金、募金、還元金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第8条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第9条 協議会の会計年度は、7月1日から翌年の6月30日までとする。

(事務局)

第 10 条 協議会の事務局は、佐世保市農林水産部農林整備課内に置く。

2 佐世保市農林水産部農林整備課長を、協議会の事務局長に充てる。

3 事務局長は、協議会の事務を総括する。

附 則

1 この規約は、平成 19 年 9 月 26 日から適用する。

ただし、平成 19 年度の会計年度については、第 9 条の規定にかかわらず、協議会設立の日から平成 20 年 6 月 30 日とする。

附 則

1 この規約は、平成 20 年 8 月 29 日から適用する。

附 則

1 この規約は、平成 21 年 9 月 4 日から適用する。

附 則

1 この規約は、平成 28 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

1 この規約は、令和 2 年 9 月 2 日から適用する。